

神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準の一部改正について

令和7年5月19日 消費生活課指導グループ

「神奈川県消費生活条例第10条に規定する事業者が遵守すべき表示基準」(以下「県条例に規定する表示基準」という。)では、「調理冷凍食品」について規定しているが、その中で「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)別表第3に規定する調理冷凍食品を除く。」としている。

今般、「食品表示基準」の一部改正により、別表第3が削除されることになった(令和8年4月1日施行予定)ことから、「県条例に規定する表示基準」についても改正を検討する必要がある。

1 「県条例に規定する表示基準」の制定経緯及びこれまでの改正内容

(1) 制定の経緯

昭和55年7月 審議会に対し、「県条例に規定する表示基準」の制定を諮問

昭和55年12月 審議会が以下のとおり答申を提出

・調理冷凍食品等に関し、次の事項についての表示の必要性を提起

- ①原材料名、②原材料配合割合(商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。)、③内容量、使用上の注意

(2) 答申を受けた県の対応

調理冷凍食品等に係る表示基準を追加(昭和56年11月13日神奈川県告示936号)

(3) 調理冷凍食品に係るこれまでの改正内容

- 国において、平成27年に、「食品衛生法」、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」及び「健康増進法」の食品の表示に関する規定を統合して、包括的かつ一元的な表示制度とするため、「食品表示法」が制定された。
- その際、「調理冷凍食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1676号)」は廃止されたが、その内容は、表示義務の範囲の変更はなく「食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)」「食品表示法第4条に基づき策定)の中で規定されることとなった。
- これを受け、「調理冷凍食品品質表示基準」を引用していた箇所の規定の改正を行った。

2 「**「食品表示基準」**における**調理冷凍食品**に係る**現行規定**」

商品	表示事項	表示の方法
<p>調理冷凍食品（製造し、又は加工した食品を急速に凍結したもので、包装されたものに限る。ただし、<u>食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）別表第3</u>に規定する調理冷凍食品を除く。）</p>	<p>原材料配合割合（商品名に原材料の一部の名称が付されたものに限る。）</p>	<p>原材料配合割合は、名称が付された当該原材料の仕込み時の標準配合割合をパーセントの単位で単位名を明記して表示すること。ただし、標準配合割合を表示することが困難なものにあつては、その表示を省略することができる。</p>

3 「**食品表示基準**」の一部改正（令和8年4月1日施行）

(1) 調理冷凍食品に係る改正内容

食品表示基準別表第3の「調理冷凍食品」の項の削除並びに別表第4、別表第19、別表第20及び別表第22の「調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）」の項の削除。

→調理冷凍食品に係る既存規定の全削除

(2) 改正理由

①保存温度や流通形態により、表示内容が異なっており、一部の品目だけに課せられた表示ルールがあると消費者が商品選択時にわかりづらいこと。

②まがい物防止や消費者への情報提供の観点から個別品目ごとのルールが活用されてきたが、現在は、横断的な表示基準（※）が策定されており時代とともにその役割が終了してきていること。

（※）横断的な表示基準（一般用加工食品にかかるもの）

- ・名称 ・原材料名 ・添加物 ・内容量又は固形量及び内容総量
- ・消費期限又は賞味期限 ・保存方法 ・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
- ・アレルゲン ・原料原産地名（輸入品以外の加工食品）

なお、本改正については、令和6年12月24日から令和7年1月28日の期間でパブリックコメントが実施されている。

4 今後のスケジュール (想定)

令和7年 10月 審議会からの答申
11月 県民意見募集 (パブリックコメント) 実施
12月 県民意見集約
令和8年 2月 告示の公表・県民意見募集結果の公表
4月 施行

以上